

○小城市都市公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小城市都市公園条例（平成17年小城市条例第159号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可申請手続)

第2条 条例第4条第1項の規定により都市公園における行為の許可又は許可を受けた事項の変更の許可を申請しようとする者は、公園内行為許可申請書（様式第1号）又は公園内行為許可事項変更許可申請書（様式第2号）正副各1通に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 行商、露店営業その他これに類する行為をする場合には、販売品目、販売価格、販売時間及び販売人員を記載した計画書

(2)～(6) (省略)

2 前項の許可申請書の提出は、利用しようとする日の属する月の前月の1日から20日までとする。ただし、利用について余裕があり、市長が特に認めた場合は、利用日の前日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、公的行事その他これに類する行事のための利用については、利用しようとする日の2月前から提出することができる。

(行商等の許可書の提示)

第3条 行商、露店営業、募金又は業として行う写真の撮影について許可を受けた者は、市長が交付する許可書（様式第3号）を常に見やすい位置に提示しておかななければならない。

(施設の設置又は管理の許可申請書手続)

第4条～第16条 (省略)

附 則 (省略)

別表（第8条関係） (省略)